



# 学 則

付 細則

学校法人 日産学園

専門  
学校 **日産京都自動車大学校**

2026 年度



# 第1章 総 則

## (目的)

第1条 本校は、教育基本法、及び学校教育法に基づき、工業専門課程を設置し、自動車整備に関する専門的技術、及び理論を教育し、整備技術の進歩発展を通じて、社会に貢献できる人間性豊かな整備士を育成することを目的とする。

## (自己点検、及び評価)

第1条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的、及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、毎年自ら点検及び評価を行うと共に、5年に一度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2. 前項の点検、及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## (組織的な研修等)

第1条の3 本校は、教育活動等の適切、且つ効果的な運営を図るため、教員、及び事務職員等に必要な知識、及び技能を習得させ、並びにその能力、及び資質を向上させるための研修の機会を設ける等、必要な取り組みを行う。

2. 本校は、学生に対する教育の充実を図るため、本校の授業の内容、及び方法を改善するための組織的な研修、及び研究を行う。
3. 前項の研修、及び研究の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## (名称)

第2条 本校は「専門学校 日産京都自動車大学校」という。

## (位置)

第3条 本校の位置を京都府久世郡久御山町林八幡講 27 番地 6 に置く。

## 第2章 課程、学科、修業年限、定員、及び休業日

### (課程、学科、修業年限、及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科(昼)	2年	40名	80名
	国際オートメカニック科(昼)	3年	80名	240名
	自動車整備・ボディリペア科(昼)(※)	3年	35名	105名
	自動車整備・カスタマイズ科(昼)(※)	4年	20名	80名
	一級自動車工学科(昼)(※)	4年	75名	300名

※) 1年次と2年次に二級自動車整備士養成課程の規定科目を修業し、3年次、又は3年次と4年次に各課程の専門規定科目を履修する。

### (学年、及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2. 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで  
後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (2) 学年始休業 4月1日から4月10日まで
- (3) 春季休業 4月28日から5月5日まで
- (4) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (5) 秋季休業 10月28日から11月5日まで
- (6) 冬季休業 12月20日から1月10日まで
- (7) 学年末休業 3月20日から3月31日まで

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

### 第3章 教育課程、授業時数、及び教職員組織

(単位数、及び授業時数)

第7条 本校の教育課程の単位数、及び授業時数は、別表1（自動車整備科）、別表2（一級自動車工学科）、別表3（自動車整備・ボディリペア科）、別表4（自動車整備・カスタマイズ科）、別表5（国際オートメカニック科）とする。

(始業、及び終業)

第8条 本校の始業、及び終業時刻は、次のとおりとする。  
9時10分から17時20分まで

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 36名以上
- (3) 講師 若干名
- (4) 助手 若干名
- (5) 事務職員 5名以上
- (6) 学校医 1名

2. 校長は校務を掌り所属教職員を監督する。

### 第4章 入学、休学、退学、除籍、卒業、及び賞罰

(入学資格)

第10条 本校の入学資格は、高等学校、又はこれに準ずる学校、若しくは中等教育学校を卒業した者、又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者とする。

2. 前項のほか、外国人留学生についての入学資格は、前項の規定にかかわらず別に定める。

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、4 月とする。

(編入学、及び転科)

第 12 条 一級自動車工学科の 3 年次への編入学は、自動車整備にかかわる一種養成施設卒業の者、若しくは国家二級自動車整備士（総合）の資格取得者、又は資格取得見込みの者に対して、認めることがある。

2. 一級自動車工学科の、2 年次から 3 年次への進級要件に準じ、仮入学した後、全部免除申請の要件を満たせば入学を許可する。進級要件は別に定める。
3. 自動車整備・ボディリペア科、又は自動車整備・カスタマイズ科 3 年次への編入学は、自動車整備に関する専門学校、又は短期大学、又はこれと同等以上の学校を卒業、又は修了した者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められた者で、国家二級自動車整備士（総合）資格取得者、又は取得見込みの者に対して認めることがある。
4. 自動車整備・カスタマイズ科 4 年次への編入学は、自動車整備に関する専門学校、又は短期大学、又はこれと同等以上の学校を卒業、又は修了した者、若しくはこれと同等以上の学力があると認められた者で、国家二級自動車整備士（総合）資格を取得しており、かつ車体整備士資格を取得している者、又は取得見込みの者に対して認めることがある。
5. 各課程で転科を希望する者は、別課程への転科を認めることがある。

(入学手続)

第 13 条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、入学選考料を添えて指定の期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 合格通知を受けた者は指定の期日までに、第 20 条の入学金等を納めなければならない。
- (4) 前号の手続を完了した合格者に対し、入学を許可する。

(在学年限)

第 13 条の 2 在学年限は、各課程の修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学)

第 14 条 休学する場合は、所定の書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。尚、傷病の場合、医師の診断書を添えること。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て校長の許可を受け、復学することができる。
3. 休学者の復学は 4 月とし、休学は、年度単位とする。
4. 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、所定の書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 15 条の 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者には除籍することができる。

- (1) 第 14 条第 1 項の届出時に申請した休学期間を経過し、同条 2 項の復学の届出をしなかったとき。
- (2) 第 13 条の 2 に定める在学期間を経過したとき。

- (3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。
  - (4) 死亡、又は行方不明になったとき。
2. 前項の規定による除籍手続きは、別に定める。

(出席停止)

第 15 条の 3 学生が心身の健康を損ね、本人あるいは周囲の安全確保や教育活動に障害がある場合、その他必要がある場合は出席停止を命じることがある。

2. 前項の出席停止に関する規定は、別に定める。

(進級、又は卒業の認定)

第 16 条 進級、又は卒業の認定は、各学科の定める修養年限以上の在籍、所定の単位の修得、及び素行状況を総合して行う。

2. 前項の修了に関する規定は、別に定める。
3. 一級自動車工学科、自動車整備・ボディリペア科、自動車整備・カスタマイズ科の 2 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。
4. 国際オートメカニク科の 3 年次前期終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。
5. 自動車整備・カスタマイズ科の 3 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。
6. 一級自動車工学科 2 年次で修了認定された者は、3 年次に仮進級できる。
7. 仮進級した者の内、国家二級自動車整備士（総合）の登録試験に合格し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可する。この場合に、一級自動車工学科 3 年次の授業を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならない。

(卒業証書、及び称号の授与)

第 17 条 所定の全課程を修了し、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

2. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 131 条の 2、及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、自動車整備科、自動車整備・ボディリペア科の全課程を修了し、卒業を認定された者には「専門士(工業専門課程)」の称号を授与する。
3. 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 186 条の 3 に基づき、一級自動車工学科、自動車整備・カスタマイズ科の全課程を修了し、卒業を認定された者には「高度専門士(工業専門課程)」の称号を授与する。

(褒賞)

第 18 条 成績優秀、文化活動、スポーツ、社会貢献など他の模範となる者は、これを褒賞することができる。

2. 前項の褒賞に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

第 19 条 教育上必要があると認められるときは、懲戒を加えることがある。

2. 懲戒は訓戒、停学、及び退学とする。ただし、次の各号の一に該当する者には退学を命ずることがある。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
3. 前 1 項の懲戒に関する規定は、別に定める。

## 第 5 章 授業料等

(授業料等)

第 20 条 入学選考料、入学金、及び授業料等は次のとおりとする。

<単位：円>

	学年	入学選考料	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費
自動車整備科	1 学年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	180,000	230,000
国際オートメカニック科	1 学年	25,000	240,000	460,000	130,000	230,000
	2 学年	——	——	460,000	130,000	230,000
	3 学年	——	——	460,000	130,000	230,000
自動車整備・ボディリペア科	1 学年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	180,000	230,000
	3 学年	*25,000	*120,000	642,000	220,000	230,000
自動車整備・カスタマイズ科	1 学年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	180,000	230,000
	3 学年	*25,000	*120,000	642,000	220,000	230,000
	4 学年	*25,000	*120,000	642,000	220,000	230,000
一級自動車工学科	1 学年	25,000	240,000	642,000	180,000	230,000
	2 学年	——	——	642,000	180,000	230,000
	3 学年	*25,000	*240,000	642,000	270,000	230,000
	4 学年	——	——	642,000	270,000	230,000

\*：編入学の場合に限る。

2. 休学時には休学費として半期 20,000 円、通期 40,000 円を徴収する。

(授業料等の返還)

第 21 条 既納の入学選考料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、教育充実費は、返還しない。

ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、既納の授業料等のうちその一部を返還することができる。

2. 入学許可を得た者で、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学手続の取消しを願い出た場合については、入学金を除く授業料等を返還することがある。

## 第 6 章 雑則

(健康診断)

第 22 条 健康診断は、毎年 1 回、法の定めるところにより実施する。

(学生寮)

第 23 条 学生寮に関することは、校長が別に定める。

(細則)

第 24 条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、昭和 64 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 7 年 2 月 7 日から実施する。

附則

この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 10 年 11 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 18 年 12 月 25 日から実施する。

附則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条 1 項の教育充実費については、平成 26 年度以降に入学した一級自動車工学科の 3 年次の学生から適用し、平成 25 年度以前の入学生については、従前の学則による。

附則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条 1 項の授業料については、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
3. 第 20 条 2 項の休学費については、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条授業時間については、令和 6 年度以降に入学した学生から適用し、令和 5 年度以前に入学した学生については従前の学則を適用する

附則

1. この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条授業料等については、令和 7 年度以降に入学した学生から適用し、令和 6 年度以前に入学した学生については従前の学則を適用する

附則

1. この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 10 条（入学資格）、第 16 条（進級、又は卒業の認定）、及び第 17 条（卒業証書、及び称号の授与）については、令和 8 年度以降に入学した学生から適用し、令和 7 年度以前に入学した学生については従前の学則を適用する。

なお、本学則記載の「国家二級自動車整備士資格（総合）」については、「国家二級自動車整備士資格のガソリン、ジーゼルの両資格取得者」と読み替えることができる。

別表 1 (自動車整備科)

教育科目			教育内容	単位数	授業時数			
					1年次	2年次	計	法定
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学	自動車の構造・性能	38	323	304	627	552
			自動車の力学・数学					
			電気・電子理論					
			材料					
			燃料・潤滑油					
			図面					
	自動車整備関連	エンジン又はモータ						
		シャシ						
		電装						
		故障原因探究						
		電子制御装置						
	自動車の整備に関する法規							
自動車検査				0	24	24	20	
<b>学 科 計</b>					<b>323</b>	<b>328</b>	<b>651</b>	<b>572</b>
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、 組立、調整、 検査	24	595	570	1,165	1,093
		シャシ						
		電装						
		故障原因探究						
		電子制御装置						
	自動車検査作業					9	41	50
<b>実 習 計</b>					<b>604</b>	<b>611</b>	<b>1,215</b>	<b>1,143</b>
<b>専 門 教 育 科 目 計</b>				<b>62</b>	<b>927</b>	<b>939</b>	<b>1,866</b>	<b>1,715</b>
一 般 教 育				—	39	94	133	—
<b>合 計</b>				<b>62</b>	<b>966</b>	<b>1,033</b>	<b>1,999</b>	<b>1,715</b>

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位

別表2 (一級自動車工学科)

教育科目			教育内容	単位数	授業時数					
					1年次	2年次	3年次	4年次	計	法定
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学 (二級)	自動車の構造・性能	82	323	304	0	0	627	552
			自動車の力学・数学							
			電気・電子理論							
			材料							
			燃料・潤滑油							
			図面							
	自動車整備関連 (二級)	エンジン又はモータ								
		シャシ								
		電装								
		故障原因探究								
	自動車整備に関する法規 (二級)				電子制御装置					
	自動車工学 (一級)	自動車の構造・性能	0		0	367	326	693	275	
		自動車の力学・数学								
		電気・電子理論								
材料										
燃料・潤滑油										
図面										
自動車整備関連 (一級)	エンジン又はモータ									
	シャシ									
	電装									
	故障原因探究									
自動車整備に関する法規 (一級)			総合診断							
自動車検査 (二級)			環境保全	0	24	0	0	24	20	
自動車検査 (一級)			安全管理	0	0	16	0	16	5	
<b>学 科 計</b>				<b>323</b>	<b>328</b>	<b>383</b>	<b>326</b>	<b>1,360</b>	<b>852</b>	
実 習	自動車整備作業 (二級)	エンジン又はモータ	点検、分解、 組立、調整、 検査	41	595	570	0	0	1,165	1,093
		シャシ								
		電装								
		故障原因探究								
	自動車整備作業 (一級)	エンジン又はモータ	点検、分解、 組立、調整、 検査							
		シャシ								
自動車検査作業 (二級)			電装	0	0	537	0	537	455	
自動車検査作業 (一級)			故障原因探究	9	41	0	0	50	50	
<b>実 習 計</b>				<b>604</b>	<b>611</b>	<b>548</b>	<b>0</b>	<b>1,763</b>	<b>1,608</b>	
実 務 実 習	実務 体験	自動車整 備作業	自動車点検整備	22	0	0	0	142	142	140
			故障原因探究							
	実務 評価		自動車点検整備		0	0	0	576	576	550
			故障原因探究							
<b>実 務 実 習 計</b>			総合診断	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>718</b>	<b>718</b>	<b>690</b>	
<b>専門教育科目計</b>				<b>145</b>	<b>927</b>	<b>939</b>	<b>931</b>	<b>1,044</b>	<b>3,841</b>	<b>3,150</b>
一般教育				—	39	94	39	39	211	—
<b>合 計</b>				<b>145</b>	<b>966</b>	<b>1,033</b>	<b>970</b>	<b>1,083</b>	<b>4,052</b>	<b>3,150</b>

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位

別表3 (自動車整備・ボディリア科)

教育科目		教育内容	単位数	授業時数					
				1年次	2年次	3年次	計	法定	
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学 (二級)	自動車の構造・性能	52	323	304	0	627	552
			自動車の力学・数学						
			電気・電子理論						
			材料						
			燃料・潤滑油						
			図面						
		自動車整備関連 (二級)	エンジン又はモータ						
			シャシ						
			電装						
			故障原因探究						
			電子制御装置						
	自動車の整備に関する法規 (二級)								
	自動車工学 (車体)	自動車の構造・性能	52	0	0	3	3	2	
		自動車の力学・数学							
		電気・電子理論							
		材料							
		燃料・潤滑油							
		図面							
	自動車整備関連 (車体)	エンジン又はモータ							
シャシ									
電装									
電子制御装置									
自動車の整備に関する法規 (車体)									
自動車検査 (二級)			0	24	0	24	20		
車枠及び車体の構造	材料・力学・構造・機能		0	0	241	241	230		
車枠及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断								
<b>学 科 計</b>			<b>323</b>	<b>328</b>	<b>244</b>	<b>895</b>	<b>804</b>		
実 習	自動車整備作業 (二級)	エンジン又はモータ	45	595	570	0	1,165	1093	
		シャシ							点検、分解、 組立、調整、 検査
		電装							
		故障原因探究							
		電子制御装置							
	自動車整備作業 (車体)	シャシ	点検、分解、 組立、調整、 検査						
		電装							
		電子制御装置							
	自動車検査作業 (二級)			9	41	0	50	50	
	車枠及び車体の整備	点検、分解、組立、調整、 検査、板金・塗装、損傷診断		0	0	682	682	670	
<b>実 習 計</b>			<b>604</b>	<b>611</b>	<b>686</b>	<b>1,901</b>	<b>1,816</b>		
<b>専門教育科目計</b>			<b>97</b>	<b>927</b>	<b>939</b>	<b>930</b>	<b>2,796</b>	<b>2,620</b>	
一般教育			—	39	94	70	203	—	
<b>合 計</b>			<b>97</b>	<b>966</b>	<b>1,033</b>	<b>1,000</b>	<b>2,999</b>	<b>2,620</b>	

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位

別表4 (自動車整備・カスタマイズ科)

教育科目		教育内容	単位数	授業時数							
				1年次	2年次	3年次	4年次	計	法定		
専 門 教 育 科 目	学 科	自動車工学 (二級)	自動車の構造・性能	55	323	304	0	0	627	552	
			自動車工学の力学・数学								
			電気・電子理論								
			材料								
			燃料・潤滑油								
			図面								
		自動車整備 関連 (二級)	エンジン又はモータ								
			シャシ								
			電装								
			故障原因探究								
		自動車整備に関する法規 (二級)									
		自動車工学 (車体)	自動車の構造・性能								0
	自動車工学の力学・数学										
	電気・電子理論										
	材料										
	燃料・潤滑油										
	図面										
	自動車整備 関連 (車体)	エンジン又はモータ									
		シャシ									
		電装									
電子制御装置											
自動車整備に関する法規 (車体)											
自動車検査 (二級)			0	24	0	0	24	20			
車枠及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	0	0	241	0	241	230				
車枠及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断										
車枠及び車体の加工					49	49	-				
車枠及び車体の整備											
<b>学 科 計</b>			<b>323</b>	<b>328</b>	<b>244</b>	<b>49</b>	<b>944</b>	<b>804</b>			
実 習	自動車整備 作業 (二級)	エンジン又はモータ	74	595	570	0	0	1,165	1093		
		シャシ									
		電装									
		故障原因探究									
		電子制御装置									
	自動車整備 作業 (車体)	シャシ	0	0	4	0	4	3			
		電装									
		電子制御装置									
	自動車検査作業 (二級)		9	41	0	0	50	50			
	車枠及び車体の整備作業	点検、分解、組立、調整、検査、板金・塗装、損傷診断	0	0	682	0	682	670			
車体加工・車体製作・応用塗装・車体検査		0	0	0	884	884					
<b>実 習 計</b>			<b>604</b>	<b>611</b>	<b>686</b>	<b>884</b>	<b>2,785</b>	<b>1,816</b>			
<b>専門教育科目計</b>			<b>129</b>	<b>927</b>	<b>939</b>	<b>930</b>	<b>933</b>	<b>3,729</b>	<b>2,620</b>		
一般教育			—	39	94	70	4	207	—		
<b>合 計</b>			<b>129</b>	<b>966</b>	<b>1,033</b>	<b>1,000</b>	<b>937</b>	<b>3,936</b>	<b>2,620</b>		

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位

別表 5 (国際オートメカニク科)

教育科目			教育内容	単位数	授業時数				
					1年次	2年次	3年次	計	法定
専 門 教 育 科 目	学	自動車工学	自動車の構造・性能	42	258	277	100	635	552
			自動車の力学・数学						
			電気・電子理論						
			材料						
			燃料・潤滑油						
			図面						
	自動車整備関連	エンジン又はモータ							
		シャシ							
		電装							
		故障原因探究							
		電子制御装置							
	自動車の整備に関する法規								
	自動車検査				0	0	24	24	20
<b>学 科 計</b>				<b>258</b>	<b>277</b>	<b>124</b>	<b>659</b>	<b>572</b>	
実 習	自動車整備作業	エンジン又はモータ	点検、分解、組立、調整、検査	24	466	438	192	1,096	1,093
		シャシ							
		電装							
		故障原因探究							
		電子制御装置							
	自動車検査作業				9	41	0	50	50
<b>実 習 計</b>				<b>475</b>	<b>479</b>	<b>192</b>	<b>1,146</b>	<b>1,143</b>	
<b>専門教育科目計</b>				<b>66</b>	<b>733</b>	<b>756</b>	<b>316</b>	<b>1,805</b>	<b>1,715</b>
一般教育				29	78	77	490	645	—
<b>合 計</b>				<b>95</b>	<b>811</b>	<b>833</b>	<b>806</b>	<b>2,450</b>	<b>1,715</b>

※1 授業時間は50分。学科は15時間1単位、実習は30時間1単位

## 専門学校 日産京都自動車大学校 細則

### (総則)

第 1 条 この細則は、専門学校 日産京都自動車大学校学則(以下「学則」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

### (学生の遵法義務)

第 2 条 学生は、自動車の整備教育の受講に際しては、関係法令、及び関係官庁の指示、通達、並びに本校学則の定めによるほか、この細則の定めるところによらなければならない。

### (修業週、及び修業時間)

第 3 条 学則第 5 条に定める学年の基準修業週は 41 週とし、1 週間の基準修業時間は 40 時間とする。

### (授業の履修方法)

第 4 条 授業の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 授業開始にあたって、学生個人別の出・欠席を調査し、これを記録する。
  - (2) 各教科の履修効果を評価するため、所定の試験を行う。
  - (3) 必要に応じて、放課後、又は休日、若しくは休暇中に補講授業を行うことがある。
- (注) 補講とは、出席時間が規定値に満たない場合に行う授業をいう。

### (障がいへの配慮)

第 5 条 障がいのある学生への指導、対応においては、当校課程の履修を妨げない範囲において、その多様性を認めた上で実施する。

### (入学試験)

第 6 条 学則第 13 条により実施する入学試験の筆記試験科目は、原則として国語、数学、一般社会常識、及び作文とする。また、筆記試験のほか、面接試験を実施する。

2. 前項の科目は、選考方法により一部免除することがある。

### (入学資格)

第 6 条の 2 入学資格は学則第 10 条第 1 項に定める者のほか、以下のいずれかに該当する場合に認める。

- (1) 高等学校、又は中等教育学校（後期課程）を卒業した者、及び入学年度の前年度の 3 月 31 日までに卒業する見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、及び入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (3) 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者、及び入学年度の前年度の 3 月 31 日までに合格する見込みの者
- (4) 文部科学大臣が外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者、及び入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の課程を修了した者、及び入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者、及び入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程に合格した者を含む）、及び入学年度の前年度の 3 月 31 日までに合格する見込みの者で、満 18 歳に達した者

- (8) 国際オートメカニク科については、上記(1)から(7)のいずれかを満たし、且つ在留カードを保有、又は保有する見込みの者

(刺青等)

第 6 条の 3 衣服等で隠せない刺青（タトゥー、彫り物等含む）があり、他人に不快感を与える可能性がある場合は、入学を認めない場合がある。

(合格者の決定)

第 7 条 入学試験の合格者は、筆記試験、面接試験、健康診断等を総合的に勘案して決定する。

2. 合格、不合格の結果については、文書、及び本校のウェブサイトで通知する。

(合格の取消し)

第 8 条 学則第 13 条に定める入学手続きを所定の日時まで完了しない場合には、合格を取消す。

(休学、復学、及び退学)

第 9 条 学則第 14 条、及び第 15 条に定める休学届、又は退学届は、保護者連署の書面により、届け出なければならない。

2. 学則第 14 条に定める休学中の学生が復学しようとするときは、保護者連署の書面により、願い出なければならない。
3. 以下のいずれかの学年で復学する場合は、国家一級自動車整備士（総合）、又は国家二級自動車整備士（総合）の試験を受験するにあたって必要な教育内容と時間を満たし、履修をしなければならない。

(1) 2 年次においては令和 8 年度（2026 年度）

2 年間休学した場合は令和 9 年度（2027 年度）

(2) 4 年次においては令和 10 年度（2028 年度）

2 年間休学した場合は令和 11 年度（2029 年度）

また、履修に必要な補習は通常の授業時間外に計画し、必要な補習料を別途納入しなければならない。必要な補習内容の実施による補習料は 40,000 円とする。

(除籍)

第 9 条の 2 学則第 15 条の 2 の規定に基づき、同条第 1 項第 3 号、及び第 4 号(死亡を除く。以下同じ。)の規定による除籍について必要な事項を定める。

2. 除籍の日は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 学則第 15 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する場合にあっては、実際に在籍していた（学費支払い義務のある）月の翌月 1 日。

(2) 同項第 4 号に該当する場合にあっては、校長が定める日。

3. 除籍の予告通知は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 担当職制は、学生が前項に該当するおそれがあると認められるときは、概ね 1 か月前までに、学生、及び学生の保証人に対し、除籍の手続を行う旨の予告通知をする。

(2) 前号の通知は、配達を証明できる郵便をもって行う。

4. 除籍の決定は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 校長、職制は、前条の通知後速やかに、当該学生の除籍について職制会議に諮り、除籍の決定後、学生、及び学生の保証人に対し、除籍の通知をする。

(2) 前項の通知は、配達を証明できる郵便をもって行う。

(出席停止)

第9条の3 学則第15条の3に定める出席停止について、次に定める。

校長は、学生が感染症にかかり、又はかかった疑いのあることが認められたときは、その学生に対して期間を定めて、出席停止を命ずることができる。

2. 校長は、前項の感染症を除いて、心身が健全でなく本人、及び周囲への安全が確保できない、あるいは学業を続ける事が困難と認める学生があるときは、医師やカウンセラーの助言に基づき、期間を定めて出席停止を命ずることができる。

(学習評価)

第10条 学習評価は、次により行う。

- (1) 平常試験 平常の履修効果を評価するため、随時実施する。
- (2) 期末試験 教科の履修効果を評価するため、各教科の終了毎に実施する。
2. 各教科の合格点は所定の基準を満たすものとする。
3. 試験は、学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。  
ただし、場合によっては、口頭試問、若しくは研究調査報告をもって、これに代えることができる。体験実習の学習評価は、教育内容毎のレポートと実習態度により行う。
4. 指示された提出物などが未提出の場合、試験を受けることができない。

(学習評価の通知)

第11条 各教科の学習評価結果は、学生、並びに保護者に通知する。

(追試験、再試験、及び判定試験)

第12条 学生が傷病、その他やむを得ない事由により、定められた日に試験を受けることができなかった教科については、本人の願い出により追試験を行うことがある。

2. 学生が、やむを得ない事由により試験が合格できなかった教科については、本人の願い出により再試験を行うことがある。
3. 再試験を行っても合格できなかった教科については、本人の願い出により判定試験を行うことがある。
4. 追試験、再試験、判定試験の手続その他の事項は、次のとおりである。
  - (1) 試験を行う日時、場所、及び方法は、学校が指定する。
  - (2) 試験を受けようとする者は、申請用紙にその事由を記入し、所定の試験料を添えて、提出しなければならない。
  - (3) 傷病、その他やむを得ない事由により、試験を欠席する場合は、欠席理由を記入した試験延期願を提出しなければならない。

(進級、及び卒業の認定)

第13条 進級・卒業の認定は素行状況、並びに所定の学科試験、及び実技試験の成績を総合して行う。また、定められた教育時間数を満たし、授業料等の学生納付金を完納していなければならない。

2. 一級自動車工学科4年次へ進級するためには、3年次へ本進級していなければならない。

(欠席、遅刻、公認欠席、及び忌引の取扱い)

第14条 欠席、遅刻、早退、公認欠席、及び忌引の取扱いは、次のとおりとする。

2. 傷病、その他やむを得ない事由により、欠席、遅刻、又は早退しようとする者は、事前に届出なければならない。  
尚、引続き5日以上欠席する場合は、医師の診断書、又は証拠となる書類を添付するものとする。

3. 授業の遅刻は授業開始後 15 分以内とし、特別な理由なく 15 分を超える遅刻は欠席と見做す。  
また、授業の早退は授業終了前 15 分以内とし、特別な理由なく 15 分を超える早退は欠席と見做す。遅刻と早退が 3 回で欠席 1 回と見做す。
4. 次の場合は、公認欠席とする。ただし、遠隔地で往復に日時を要する場合は、その日数を加算する。
  - (1) 就職試験、及び学校の認めた就職活動
  - (2) 普通免許試験（その他の免許は、就職先により判断する）
  - (3) 伝染病発生による出校停止期間
  - (4) 忌引の場合
  - (5) 女子学生の生理欠席（2 日／回を限度とする）
  - (6) その他校長が認めた場合
5. 近親者死亡に際しての忌引扱い日数は、次のとおりとする。
  - (1) 一親等血族(父母) 5 日
  - (2) 一親等姻族(配偶者の父母) 4 日
  - (3) 二親等血族(祖父母、兄弟姉妹) 3 日
  - (4) 二親等姻族(兄嫁、姉婿、弟嫁、妹婿) 1 日
  - (5) 三親等血族(曾祖父母、伯叔父母、甥姪) 1 日

#### (褒賞)

第 15 条 学則第 18 条に定める褒賞には次のものを含める。

- (1) 学校長特別賞  
学校内外において善行を行い、学校の名譽を高めた者。
- (2) 優等賞  
成績、及び授業態度が優秀である者。
- (3) 皆勤賞  
ホームルームを含めて、入学から卒業までで皆勤した者。
- (4) 文化体育功労賞  
文化体育活動で顕著な成果を挙げ、学校の名譽を高めた者。
- (5) その他褒賞にふさわしい行為があった者に授与する賞。  
日産自動車社長賞ほか、関係諸団体から授与される賞は、成績、及び授業態度が優等賞受賞者よりも更に優秀な者に与える。

#### (懲戒)

第 16 条 学則第 19 条に定める懲戒は、学校における懲戒処分事案を公表することにより、学生の本分に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2. 学則第 19 条に定める懲戒は、退学処分によるほか、情状により、次の処分を行うことがある。
  - (1) 訓戒 当該行為者を戒め教える。
  - (2) 停学 一定の期間、授業、学校行事、クラブ活動への参加を停止する。
3. 次の各号のいずれかに該当するときは、訓戒、又は停学に処することがある。
  - (1) 正当な理由が無く、無断欠席をしたとき。
  - (2) 学業に関する諸手続きを怠り、又は不正をしたとき。
  - (3) 学校、又は寮において、みだりに火気、又は危険物を粗末に取り扱ったとき。
  - (4) 学校、又は寮の内外において勧誘、販売行為、及びこれに類する行為をしたとき、若しくはしようとしたとき。
  - (5) 学業に取り組む態度が怠慢、若しくは授業の進行を妨害するなど、指導に従わないとき。
  - (6) 学校の規則（学則・学 NAVI・寮生のしおり）に違反したとき。
  - (7) 学校の信用、又は名譽を傷つけ、若しくは傷つけようとしたとき。

- (8) 学校、又は寮の内外において、喧嘩をしたとき、又は風紀、秩序を乱し、若しくは乱そうとしたとき。
  - (9) 道路交通法に関する重大な違反、及び道路運送車両法の違反行為（車両の違法改造など）、本校学生として好ましくない行為があったとき。
  - (10) 未成年者自ら飲酒・喫煙したとき、又は未成年者と知りながら飲酒・喫煙を勧めたとき。
  - (11) その他前各号に準ずる行為があったとき。
4. 次の各号のいずれかに該当するときは、学則第 19 条に定めるほか、退学を命ずることがある。
    - (1) 故意、又は重大な過失により学校の定めた遵守・禁止事項（学則・学 NAVI・寮生のしおり）に違反し、学校に損害、又は災害を発生させたとき。
    - (2) 学校の内外において、窃盗、暴行、脅迫、いじめ、その他これに類する行為をしたとき。
    - (3) 犯罪等を犯し、学生として不適当と認められたとき。
    - (4) 正当な理由がなく無断欠席が連続 10 日以上に及ぶとき。
    - (5) 前項各号の情状が特に重い者、又は前項、及び本項各号の事由により懲戒に処せられたにもかかわらず、尚改悛の情が認められず、再度にわたり、該当する行為を行ったとき。
  5. 学生が他人をそそのかし、又は手助けして前各号に掲げる行為をさせたときは、行為者に準じた懲戒に処する。
  6. 懲戒は、校長が職員会議を開催し、出席者の意見を参考にして行う。
  7. 懲戒の内容は、（これを学生の学籍記録簿に記入するとともに、）保護者にもその旨を通知する。尚、必要により校内に掲示し、保証人にも通知することがある。
  8. 懲戒処分の内容は、事案の概要、処分量定、処分年月日、及び被処分者の属性に関する情報（所属、年次等）を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として、公表する。  
但し、個別の事案に関し、懲戒事由の被害者、又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、公表することが適当でないと認められる場合は、公表内容の一部、又は全部を公表しない。
  9. 懲戒処分の公表の時期、及び方法等
    - (1) 公表の時期は、懲戒処分後、速やかに行う。
    - (2) 公表の方法は、原則として、掲示により行う。
    - (3) 学内公示の期間は、原則として、3 日間とする。
  10. 懲戒処分に伴い、補講授業の必要性が生じた場合は、細則第 4 条(3)の規定を適用する。

#### (学生納付金)

第 17 条 学則第 20 条に定める授業料等の納期区分は、次のとおりとする。

前期 4 月～9 月

後期 10 月～翌年 3 月

2. 納期は、前期は 3 月 25 日から 4 月 5 日まで、後期は 9 月 25 日から 10 月 5 日までとする。
3. 入学金は、前項の定めにかかわらず、指定された期日までに、これを納めなければならない。
4. 施設設備費は年額を前期に一括納入しなければならない。  
但し、1 年次分は(第 2 項の定めにかかわらず)入学金と同時にこれを納めなければならない。
5. 学生納付金のほか、必要と認められる費用は、これを納めなければならない。
6. 休学中の者が復学した時は、既に納入した料金と、値上等により学生納付金に差額を生じた場合は、これを納めなければならない。
7. 学生納付金の未納が、理由なく 30 日以上に及ぶ者に対し、除籍を命ずることがある。

#### (校友会)

第 18 条 本校教育の目的を達成するため、校友会を設け、会員相互の教育研鑽、並びに親睦を図る。

2. 本校に在学する学生は、所定の会費を納入することにより本校卒業と同時に校友会会員となる。

(二級課程修了証書、及び車体整備課程の修了証書)

第 19 条 各科における教育課程、及び授業時数は、学則第 7 条に定める。

2. 一級自動車工学科、自動車整備・ボディリペア科、自動車整備・カスタマイズ科の 1 年次と 2 年次（二級自動車整備士養成課程）の授業時数を修得し、修了認定された者には修了証書を授与する。
3. 自動車整備・カスタマイズ科の 3 年次(車体整備士養成課程) の授業時数を修得し、修了認定された者には修了証書を授与する。

(卒業時期、及び終了時期)

第 20 条 本校の卒業時期、及び終了時期は、3 月とする。

但し、特別な理由により、やむを得ないと判断される場合には、全科目の終了時点をもって卒業させることがある。

(証明書の発行)

第 21 条 卒業証明書、卒業見込証明書、成績証明書、在学証明書等の各証明書については、該当学生に対し発行する。

尚、各証明書の発行申請は、書面により行なう。

附則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から実施する。